佐賀県告示第98号

佐賀県自然保護巡視員規程（昭和51年佐賀県告示第281号）の一部を次のように改正する。

令和２年３月31日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（任命等） **第２条**　略 ２　巡視員は、非常勤とする。 ３　巡視員の任期は、任命された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。 ４　知事は、巡視員が次の各号の一に該当するときは、これを解任することができる。 (1)　負傷、疾病等のため、職務の遂行が困難であると認められるとき。 (2)　巡視員として不適当と認められるとき。 （巡視員の指揮監督） **第３条**　巡視員の指揮監督は、環境生活局環境課長（以下「課長」という。）が行う。 （手当） **第８条**　巡視員には、予算の範囲内で報酬を支給する。	（任命） **第２条**　略 （巡視員の指揮監督） **第３条**　巡視員の指揮監督は、県民環境部有明海再生・自然環境課長（以下「課長」という。）が行う。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。